

工 事 仕 様 書

1. 本工事は、愛知県建設部工事標準仕様書及び別紙図面により、許可又は承認を得た方法に基づいて施工する。
2. 工事の施工に伴い、汚損した路面、排水施設等は清掃する。
3. 道路を横断して掘削する場合は、2以上に分割して施工するか、路面履工を施して施工する。
4. 施工箇所の各戸には出入りに支障の無いように板橋を設ける。
5. 掘削に際し、土砂の崩壊する恐れのある場合は、適当な土留め工を施す。
6. 道路の掘削に伴って生じる湧き水は、適当な方法で付近の排水溝まで誘導して処理する。
7. 埋め戻し工事は、埋め戻し厚さ 20 c m ごとに、十分に転圧し、又は適当な方法で締め固めてから施工する。
8. 工事中の交通の円滑、危険防止のための表示施設、防護施設及び照明施設を設置する。
9. 工事施工中、隣接地等に迷惑をかけないように十分注意するとともに損害を与えたときは、ただちに原形に復旧をし、損害を賠償する。
10. 工事着手、完了の際は必要に応じて関係書類を提出し、あるいは検査等を受ける。
11. 道路法、道路交通法、道路占用規則、その他の関係法規を遵守する。